

要望事項	(1) 市町村土木補助の充実
------	----------------

要望先 建設局

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援されたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 落石、地スベリ防止のための道路の上下斜面の補強対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大
- ⑤ 橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁、道路付属物の修繕事業への補助対象の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業に対する補助は、平成23年7月に採択基準が改正になったことにより地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえ、さらなる整備促進を図るためにはより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域は、落石又は地スベリ等の対策を行い、常に安全な道路を維持することが財政上困難なため、事前対策として道路の上下斜面の補強対策を行う災害防除工事が生活道路を維持するうえで必要不可欠である。
また、防風対策に加えて観光資源等の有効活用のため、地域特色のある道路整備が必要不可欠であり、緑化や付属物の整備において、地域の特色等を反映して築造されるものについても、新たに補助事業の対象とすることが必要である。
- ③ 舗装済生活道路の現況は、経年等により破損の著しい状況で住民生活に影響を与えている。これらの道路は、通行量や防風の観点から拡幅する必要性は乏しいが、住民生活に大きなウエイトを占めており、不便をきたしている。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、経費増大も予想されることから、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ 現在、安全施設の新規事業に関しては、補助対象となっているが、現況設置されたガードレール及び転落防止柵等の老朽化による撤去・設置については対象外となって

いる。島しょ町村においては、塩害による侵食が著しく設置した安全施設の危険箇所が増えているが、単独事業で実施することは財政上困難であり、補助対象とすることが必要である。

- ⑤ 東日本大震災を契機に都市の防災性の強化が求められている現在、道路整備とともに、橋梁やトンネル等の既存施設の計画的な修繕が多摩地域の防災性・安全性の向上が非常に重要である。

橋梁修繕事業については、平成28年度までに全市町村で長寿命化計画を策定し、事業を実施していくこととなっているが、事業を計画的かつ着実に実施していくためにも、橋梁やトンネル等の修繕事業については新たに補助事業の対象とすることが必要である。

要 望 事 項	(2) 都道の整備促進等
------------------	--------------

要望先 建設局

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路 3. 4. 10 号線（主要地方道 5 号新宿・青梅線
青梅街道～福 3・5・17 号線の）早期拡幅 (瑞穂町)
- ② 福生都市計画道路 3・4・4 号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅
(瑞穂町)
- ③ 都道 184 号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進
(日の出町・奥多摩町)
- ④ 都道 238 号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進 (日の出町)
- ⑤ 秋 3. 5. 2 号線～秋 3. 4. 5 号線（都道 165 号線）を結ぶ道路
の新設整備 (日の出町)
- ⑥ 都市計画道路秋 3. 4. 14 号線（都道 185 号線）の全線拡幅整備 (日の出町)
- ⑦ 都道主要地方道 31 号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備 (日の出町)
- ⑧ 都道 251 号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備 (日の出町)
- ⑨ 秋川南岸道路の早期建設 (檜原村)
- ⑩ 檜原村南北横断道路の早期完成 (檜原村)
- ⑪ 都道 205 号線（水根本宿線）の整備促進 (檜原村)
- ⑫ 主要地方道 33 号線（上野原・五日市線）の拡幅整備 (檜原村)
- ⑬ 山岳道路の防災対策の強化 (檜原村・奥多摩町)
- ⑭ 都道 202 号線大丹波地区の早期拡幅整備 (奥多摩町)
- ⑮ 都道 204 号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消 (奥多摩町)
- ⑯ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区） (奥多摩町)
- ⑰ 国道 139 号線の早期拡幅 (奥多摩町)
- ⑱ 国道 411 号線の道路、トンネルの早期拡幅（笹平橋－奥多摩湖）

- 及び歩道の設置（棚沢橋－将門）（奥多摩町）
- ⑲ 都道 2 3 7 号線（式根島本道）第二期工事の早期着工（新島村）
 - ⑳ 村道羽伏港線の都道への編入及び整備（新島村）
 - ㉑ 都道 2 2 4 号線～村道 2 1 号線～村道 6 9 号線アクセス道路の開設（神津島村）
 - ㉒ 都道 2 2 4 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
 - ㉓ 地震・津波対策として都道 2 2 4 号線（前浜海岸地区）の法面工事（神津島村）
 - ㉔ 都道 2 1 2 号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替
避難道路の確保（三宅村）
 - ㉕ 2 2 3 号線（御蔵島環状線）の早期完成（御蔵島村）
 - ㉖ 林道黒崎高尾線の都道への編入（御蔵島村）
 - ㉗ 都道 2 3 6 号線（青ヶ島循環線）の整備促進（青ヶ島村）
 - ㉘ 都道 2 4 0 号線として、津波防災機能を備えた道路整備（父島奥村～
清瀬間）（小笠原村）
 - ㉙ 都道へリポート線第 2 期整備の早期着工（利島）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

利島では、港湾施設等に通じる都道が 1 路線しかなく、災害により通行が遮断された場合避難が出来なくなるため、へりポート線の整備がされてきたが、ルート等の問題で休止状態である。第 2 期整備を早期に実施し、住民の不安解消をされたい。

要 望 事 項	(3) 防災機能を持つ道路の整備
------------------	------------------

要望先 建設局

(要 旨)

地震・津波・豪雨等の災害時に対し、防災の機能を持つ道路の新規整備を図られたい。

(説 明)

平成23年3月の東日本大震災や同年9月の豪雨等を受けて、各町村においても孤立化防止のための避難路に対する住民要望は高まっており、防災道路の必要性が早急に求められている。

なかでも、島しょ地域においては、小笠原村・父島の奥村～清瀬間など津波被害が発生した場合、島民や観光客が孤立する集落が存在するため、防災機能を持つ道路の新規整備を早急に図る必要がある。

要 望 事 項	(4) 雪害体制等の充実強化
------------------	----------------

要望先 建設局
(総務局)
(環境局)

(要 旨)

西多摩町村の雪害対策にあたって、国に対して財源措置を要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

- ① 国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援
(日の出町、檜原村、奥多摩町)
- ② 通行止めとなっている登山道等の整備 (奥多摩町)

(説 明)

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

昨年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

登山道については、崩落や橋、道標等の一部の施設の復旧がされておらず、未だに通行止めの状態が続いている箇所があり、特に奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、その恵まれた自然を求めて多くのハイカーや登山客が訪れる観光の町であるので、道迷いなど事故防止の観点からも東京都で管理する登山道の早期整備・道標の復旧が必要となる。

要 望 事 項	(5) 希少生態系の保全
------------------	--------------

要望先 建設局
(総務局)
(環境局)
(産業労働局)
(港湾局)
(教育庁)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取組の継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。

③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。

④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。

要 望 事 項	(6) 自然公園施設の建設整備及び区域 設定の見直し
------------------	-----------------------------------

要望先 建設局

(環境局)

(要 旨)

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要望されたい。

- ① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進 (瑞穂町)
- ② 日の出山山頂周辺の整備促進 (日の出町)
- ③ 多摩川、秋川沿いの遊歩道の整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ④ 奥多摩の山頂や尾根筋の眺望確保のための整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ⑤ 都立奥多摩湖畔公園(山のふるさと村)の木造東屋(野外ステージ)の
拡張及び広場への芝張等の整備促進 (奥多摩町)
- ⑥ 遊歩道「吉野氷川線」の早期全線整備 (奥多摩町)
- ⑦ 製氷海岸の海域公園隣接地域としての整備 (小笠原村)
- ⑧ 父島つつじ山南麓線の整備促進 (小笠原村)

(説 明)

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産としての認識のもとで、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、清流と緑と海浜を保全、育成することによって、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設の建設整備が必要である。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図るうえで地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要望が必要である。

要 望 事 項	(7) 河川改修整備の促進
------------------	---------------

要望先 建設局

(要 旨)

河川水害の防止を図るとともに、自然環境と調和した整備を推進するため、次の事項を積極的に推進されたい。

- ① 残堀川源流・狭山池の水量の確保及び残堀川旧川の水量の確保（瑞穂町）
- ② 秋多都市計画河川第1号平井川の早期整備（日の出町）
- ③ 準用河川改修事業補助の充実（大島町）
- ④ 神津沢河川未改良部の事業実施（神津島村）

(説 明)

① 残堀川の改修は平成19年度に完成した。東京都は引き続き河床の不透水層施工を実施するが、合わせて水源である狭山池の水質の維持を図るために水量の確保が必要である。また、残堀川の改修に合わせて、旧川部分の整備も東京都が実施している。本川河床と旧川河床との高低差により旧川部分には本川の流は引き込めず、わずかな流入水のみを水源としている。水生生物・魚類が生息できる水量を確保するため、狭山丘陵に雨水貯留池の設置が必要である。

② 一級河川平井川は、都市計画決定され20数年経過しているが、下流のあきる野市内でも未だ整備されていない箇所が見受けられる。日の出町では平成元年に着手した土地区画整理事業において、雨水排水計画に基づいた雨水管を埋設し、周辺流域の雨水を処理しているところであるが、放流先である平井川に直接流せないため、調整池を作っているが、集中豪雨時には対応できず頻繁に溢流している状況である。

今後、平井川に直接放流できるよう、また50mm/時間の降雨量に対応できるよう早期に事業化し、河川整備をする必要がある。

- ③ 小河川である準用河川の改修を積極的に促進するための財政支援が必要である。
- ④ 神津島のメイン道路である都道224号線に沿った神津沢河川は、周辺の環境や観光的美化の観点から未改良部分が多いが、地域住民の生活環境の改善や観光産業推進のためにも整備の促進が必要である。

要望事項	(8) 海岸保全区域指定と海岸保全事業 の促進
------	--------------------------------

要望先 建設局
(環境局)
(港湾局)

(要 旨)

地理的条件から台風時等の災害が多発する恐れのある地域について、保全区域の指定と海岸保全事業の一層の促進を図りたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業費の増額及び事業の促進

(大島町・利島村・新島村・御蔵島村・三宅村・八丈町)

イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進 (大島町・御蔵島村・青ヶ島村)

ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

(大島町・神津島村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村)

エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施 (大島町)

オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施 (大島町)

カ 離岸堤の整備促進及び小型船施設東側部の崩壊対策の促進 (利島村)

キ 新島近海地震により崩落した海岸の侵食防止事業の実施 (利島村)

ク 新地から亀石海岸の侵食防止計画の策定 (利島村)

ケ 前浜海岸の侵食対策及び安全施設の建設促進 (新島村)

コ 和田浜海岸の整備促進 (新島村)

サ 羽伏浦海岸の侵食防止 (新島村)

② 海岸環境整備事業の促進

ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進 (新島村)

(説 明)

波浪及び潮流による侵食から海岸を保全し、地理的条件から台風等の災害の恐れのある地域について、沿岸住民の不安を一掃するため、海岸保全区域の指定、海岸保全事業及び海岸環境整備事業を促進することが必要である。大島町では、平成25年の台風26号により、海岸の侵食が進行し崖地の一部が崩落したため海浜は未だに危険な状態で

あり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。

また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままになっており、原因調査も終了していることから早急な対策が必要である。

なお、これまで処理責任の所在が曖昧であった海岸漂着・漂流ごみについては、町村の経費負担で処理してきたが、海岸漂着物処理推進法により漂着物等の処理責任が海岸管理者にあることが明確に定められた。

については、都において海岸と一体である港湾・漁港施設や河川の維持に係る漂着・漂流物等の管理と併せ、海岸漂着物等の処理に当たられるとともに、町村が協力できる体制整備が必要である。

要 望 事 項	(9) 砂防区域指定と砂防事業の促進
------------------	--------------------

要望先 建設局

(要 旨)

地理的条件から台風時等に災害が多発する恐れのある島しょ地域について、砂防区域の指定と砂防事業の一層の整備促進を図られたい。

(説 明)

台風や降雨による農地、宅地、道路等の侵食、崩壊、決壊の危険を防止するために、砂防区域の指定及び砂防事業の促進が必要である。

要 望 事 項	(10) 町村受託管理業務等に対する適正 な財源措置
------------------	-----------------------------------

要望先 建設局

(要 旨)

町村が東京都から受託している河川清掃業務等について、適正な財源を措置されたい。

(説 明)

都民が自然と触れ合う財産である河川（都管理）を清潔・安全に維持するため、その清掃業務を町村が受託して行っているところである。

しかし、近年、厳しい都財政を反映した予算編成方針により、委託金が大幅に減額されている状態となっており、適切な管理業務等に支障をきたしている。

都民全体の共有財産である河川を十分かつ適切に管理・維持していくためには、適正な財源の措置が必要である。

要 望 事 項	(11) 山間地域における災害時の孤立化 を防止するための道路建設
------------------	------------------------------------------

要望先 建設局

(要 旨)

近年、全国的に台風・地震による災害が頻発しており、山間地域の孤立化を防止するため、次の道路の建設を積極的に進められたい。

- ① 秋川南岸道路の建設促進
- ② 多摩川南岸道路の建設促進
- ③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進

(説 明)

① 昨今の新潟県、福島県等での山間地の地震災害、台風による大雨等で山間地域における災害時の孤立化の危険性はますます高まってきている。このため秋川南岸道路については、従来の秋川南岸道路計画と秋川北岸道路計画の線形の見直し、新しい秋川南岸道路計画路線として災害防除を含めた計画案が示された。

このため、山間地域における災害時の孤立化を防止するために、秋川南岸道路の第一、第二工区の早期建設が必要である。

② 奥多摩町では、日常生活道路として国道411号1本に依存している状況である。この国道の道路構造は古く、石積みなど崩壊する危険を含み、また、落石等も依然と続いており、地震や災害に弱く常に孤立化と背中合わせである。

多摩川南岸道路建設については、登計工区、海沢工区、城山工区が完成したため、未完成の丹三郎工区の早期建設により全線供用開始となる。山岳地域における孤立化を防止するためにも、丹三郎工区の建設を早期に進めることが必要である。

③ 現在都道206号線が奥多摩町と檜原村を結ぶ車両の通行のできる唯一の都道であるが、山岳道路であるため災害時や強雨時等には道路の通行がままならない状況である。

また、檜原村北部の都道205号線も行き止まりの都道であり、災害時の孤立化を防ぐためには檜原村を南北に横断する道路計画とその延長で鋸山を横断する道路を整備することにより、主要地方道33号線から国道411号線を結ぶ道路が災害時奥多摩町内及び檜原村内の孤立化も防止でき、両地域の産業経済の発展に寄与するため早期の整備を要望する。

要 望 事 項	(12) 大島町土砂災害復旧事業の早期 整備促進
------------------	---------------------------------

要望先 建設局

(要 旨)

平成25年の台風26号により被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備を促進するために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月、台風26号により発生した土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うことにしている。

大金沢流路工整備に合わせた道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能の確保を図り、地区の防災性の向上を推進する整備を早期に図りたい。

このため、大金沢流路工整備が東京都の施工により行われているが、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成が必要となる。